

# 城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

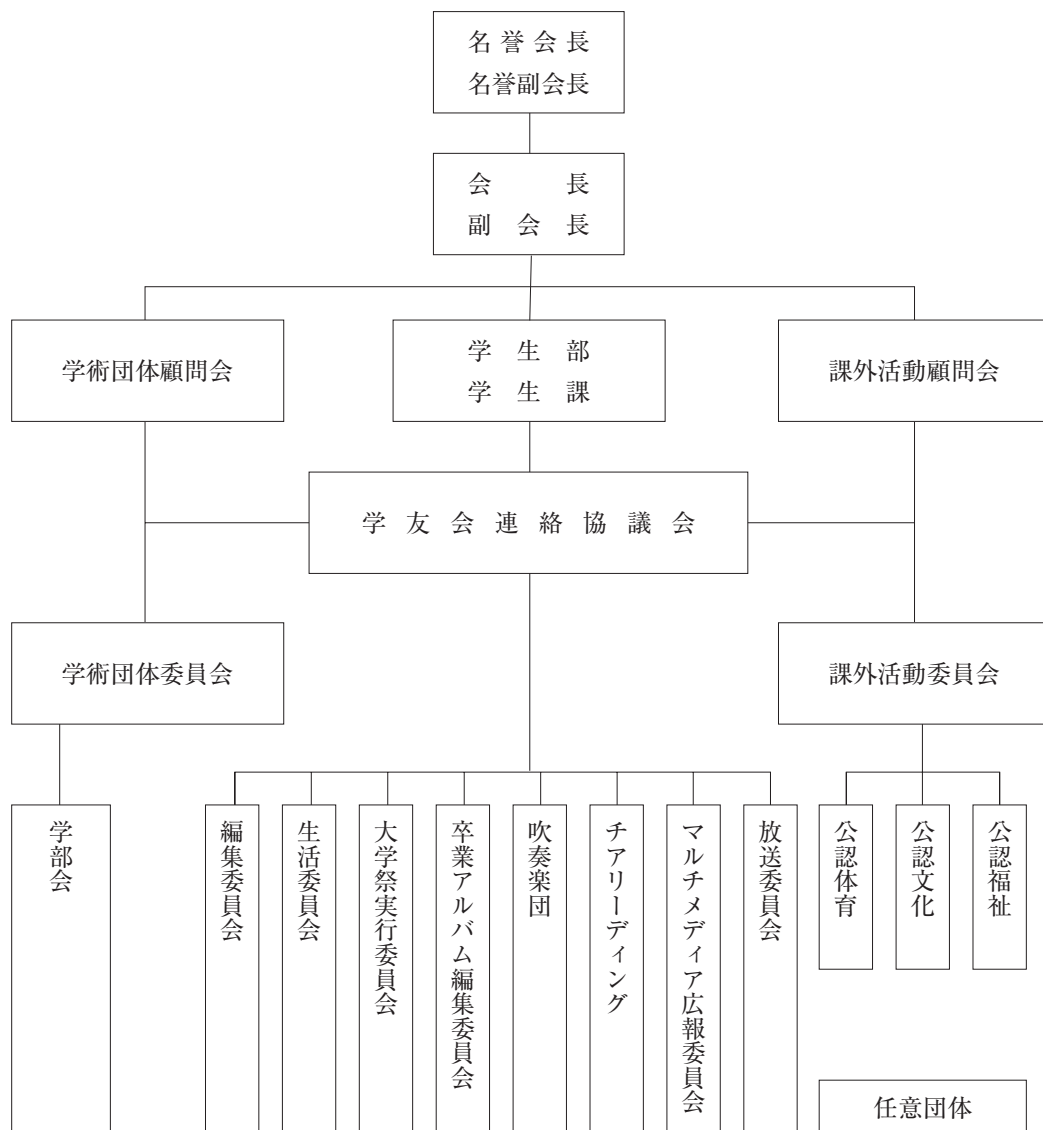
城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

## 城西国際大学学友会組織図



# 学友会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、城西国際大学学友会と称し、本部を千葉県東金市求名1番地、城西国際大学内に置く。
- 第2条 本会は、次の2種の会員より構成する。
- (1) 正会員
  - (2) 賛助会員
- 第3条 正会員は、城西国際大学の全学生とする。
- 第4条 賛助会員は、城西国際大学の理事長、専務理事、教員、職員並びに父母後援会役員とする。
- 第5条 賛助会員の本会における地位は、本会の健全円滑な運営のための助言者又は協力者である。
- 第6条 本会は、会員相互の自主的活動により、学術および文化・体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を指向すると共に、本学の発展に資することを目的とする。
- 第7条1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。
- (1) 学友会連絡協議会
  - (2) 学友委員会
  - (3) 学術団体委員会
  - (4) 課外活動委員会
  - (5) 学術団体顧問会
  - (6) 課外活動顧問会
- 2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。

## 第2章 役員

- 第8条1項 会長は、学長とし、会務を総括する。
- 2項 副会長は、経営情報学部長、人文学部長、事務局長の3名で構成し、会長の援助をする。また、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3項 名誉会長は理事長、名誉副会長は専務理事とし、本会を統括する。

## 第3章 会計

- 第9条1項 本会の支出は、正会員の納入する会費、援助金、父母後援会助成金、寄附金、その他の収入をもってあてる。
- 2項 諸団体への配付については、学友会連絡協議会の合意により決定する。

- 3項 正会員の納入する会費は、年間5,000円とする。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 規約改正

- 第11条 1項 本会規約の改正については、学友会連絡協議会において審議する。
- 2項 本会の規約改正の決議は、委員3分の2以上の出席を必要とし、過半数をもって決する。
- 3項 可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 4項 本会の規約改正が成立したときは、改正資料を1カ月間学生掲示板に発表するものとする。

## 学友会連絡協議会規約

### 第1章 総則

- 第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友会連絡協議会規約を定める。
- 第2条 本協議会は、城西国際大学学友会連絡協議会と称し、本部を城西国際大学内に置く。
- 第3条 本協議会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とし、城西国際大学学友会の発展に寄与する事項を審議、承認する機関とする。

### 第2章 会員

- 第4条 本協議会は、学友会会長、副会長（3名）、学術団体顧問会会長、副会長、課外活動顧問会会長、副会長、父母後援会代表（1名）、学生部長、副部長、学生課長および学友委員会代表（5名）、学術団体委員会代表（2名）、課外活動委員会代表（2名）の21名で構成する。

### 第3章 協議

- 第5条 本協議会は、次の事項の審議、承認を行う。
- (1) 学友委員会の役員の選出
  - (2) 学友会予算の調整
  - (3) 学友会規約および学友会に属する機関の規約の改正
  - (4) 学友会所属団体の承認
  - (5) 学友会運営に必要な事項
- 第6条 本協議会の議長は、学生部長が行い、不在の時は副部長および学生課長が行う。

# 学友委員会規約

## 第1章 総則

- 第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友委員会規約を定める。
- 第2条 本会は、城西国際大学学友委員会と称し、本部を城西国際大学内に置く。
- 第3条 本会は、城西国際大学学友会正会員の代表で構成する。
- 第4条 本会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とするとともに、城西国際大学学友会の発展に寄与するものとする。
- 第5条1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。
- (1) 学術団体委員会
  - (2) 課外活動委員会
  - (3) 編集委員会
  - (4) 生活委員会
  - (5) 大学祭実行委員会
  - (6) 卒業アルバム編集委員会
  - (7) マルチメディア広報委員会
  - (8) 吹奏楽団
  - (9) チアリーディング
  - (10) 放送委員会
- 2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。
- 3項 本会の運営上必要と認めた場合は、新たに運営機関を設置する。

## 第2章 役員

- 第6条 役員は、以下の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 総務 1名
  - (4) 会計 2名
  - (5) 監査 2名
  - (6) 渉外 2名
- 第7条1項 会長は、本会を総括し全ての事項に対し全責任を負うものとする。
- 2項 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

